

# 海岸漂着物対策専門家会議（第6回）

平成24年12月11日

## 海岸漂着物対策専門家会議（第6回）

平成24年12月11日（火）13:00～14:14

経済産業省別館1014号会議室

### 議 事 次 第

#### 【議 題】

1. 「海岸漂着物対策推進会議の設置について」の改正について
2. 海岸漂着物処理推進法に基づく施策の進捗状況について
3. 平成25年度漂流・漂着ごみ対策関連予算（概算要求）について
4. 海岸漂着物処理推進法の見直しの検討について
  - ・ 財政措置
  - ・ 漂流・海底ごみ
  - ・ 発生抑制等
5. その他

#### 【資料一覧】

- 資料1 海岸漂着物対策専門家一覧
- 資料2 施行状況及びグリーンニューディール基金執行状況（一部）
- 資料3 - 1 沖縄の離島における廃棄物処理施設の整備について
- 資料3 - 2 - 1 漁場漂流・漂着物対策促進事業
- 資料3 - 2 - 2 漁場復旧対策支援事業
- 資料3 - 3 災害関連緊急大規模漂流・流木等処理対策事業概要
- 資料3 - 4 有明海東部海岸保全事業
- 資料3 - 5 治山事業
- 資料3 - 6 漂流・漂着物対策に資する経済産業省の施策
- 資料3 - 7 - 1 河川における漂流・漂着ゴミ問題への取組
- 資料3 - 7 - 2 海洋環境整備船の概要
- 資料3 - 8 漂流・漂着物に関連する取組
- 資料3 - 9 海上保安庁の24年度漂流・漂着物施策

- 資料3 - 10 - 1 環境省による漂流・漂着ごみ問題への主な取組
- 資料3 - 10 - 2 漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業等
- 資料3 - 10 - 3 不法投棄等の未然防止・拡大防止策について
- 資料3 - 10 - 4 災害等廃棄物処理事業補助金の概要
- 資料3 - 10 - 5 漂流・漂着ごみ処理に係る施設の整備に対する支援
- 資料3 - 11 漂流・漂着ごみ対策関連予算とりまとめ
- 資料4 海岸漂着物処理推進法の見直しの検討について
  
- 参考資料1 海岸漂着物処理推進法及び概要
- 参考資料2 海岸漂着物処理推進法基本方針
- 参考資料3 海岸漂着物処理推進法施行状況
- 参考資料4 地域グリーンニューディール基金の執行状況

午後 1 時 3 0 分 開会

多田海洋環境室長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第6回海岸漂着物対策専門家会議を開催いたします。

本日は、鳥取環境大学の三野先生と、社団法人マリーナ・ビーチ協会の西島理事長からご欠席のご連絡をいただいておりますほかは、全ての委員の方にご出席いただいておりますことをご報告させていただきます。

私は、事務局の環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室の室長補佐をしております多田佐和子と申します。

まずは、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。クリップを外していただいて、まず資料1、専門家の方々の一覧になります。資料2については、法施行状況及びグリーンニューディール基金執行状況。資料3からは、各省庁の説明資料になりますけれども、資料3-1、資料3-2-1、資料3-2-2、資料3-3、資料3-4、資料3-5、資料3-6、資料3-7-1、資料3-7-2、資料3-8、資料3-9、資料3-10-1、資料3-10-2、資料3-10-3、資料3-10-4、資料3-10-5、資料3-11、資料4、また参考資料1、参考資料2、基本方針ですね。参考資料3、施行状況の冊子。資料4で地域グリーンニューディール基金の執行状況。以上になります。

資料に不備がございましたら、事務局にお申しつけください。また本日の会議は海岸漂着物対策専門家会議設置要綱に基づき、公開とさせていただきます。

それでは内容の議題に入ります前に、関係者からの意見聴取について、事務局より報告させていただきます。資料1をご覧ください。

森海洋環境室長 資料1についてご説明させていただきます。

一番下の金子博様ですが、関係者ということで特定非営利活動法人パートナーシップオフィス理事ということで、今回海岸漂着物についてずっと以前から活動されているということでございますので、金子様よりその意見をまずお聞きしたいということで、今回お呼びしたということでございます。

多田海洋環境室長補佐 では議事に入ります前に、環境省の大臣官房審議官の平岡よりご挨拶申し上げます。

平岡審議官 環境省の水・大気環境局担当審議官をしております平岡でございます。本日は年末で大変お忙しい中、第6回海岸漂着物対策専門家会議にご出席を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

また、日ごろから海岸漂着物対策の推進にご尽力をいただいておりますことを、改めてお礼

を申し上げたいと存じます。

この専門家会議でございますが、海岸漂着物処理推進法第30条の規定で、関係行政機関の連絡調整を行う海岸漂着物対策推進会議というものがあるわけでございますが、そのもとに専門家会議ということで設置をさせていただいております。平成21年9月に第1回を開いております。以来今回が6回目ということで、本当にいろいろご意見をいただきまして、お礼を申し上げたいと思います。

現在、各都道府県でこの法律あるいは基本方針というものに基づきまして、地域計画が作成されてきております。海岸漂着物対策ということで推進をさせていただいているわけですが、国といたしましては、実施状況、施行状況を把握しながら適切に対策をとっていくということが求められているというふうに認識をしております。

平成24年7月、今年の7月でこの海岸漂着物処理推進法が施行後3年を経過したということでございまして、法律の附則におきましては、施行後3年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときはこの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするという附則の規定がございまして。

本日は法律の施行状況等について、関係省庁等からご報告もいただきまして、ご確認をいただきまして、その上でこの法律につきまして、あるいは施策に関しまして、今後のあり方等につきまして、ご意見・ご議論をいただければというふうに考えておるところでございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

多田海洋環境室長補佐 それではこれより議事進行につきましては、座長をお願いしております兼廣先生をお願いいたたく存じます。よろしくお願いいたします。

兼廣座長 座長を務めさせていただきます兼廣と申します。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。ちょっと座って進行を進めさせていただきたいと思います。

最初にちょっと一言と思ったのですが、今日は非常に時間がタイトで2時半までに終わらなければいけないということで、十分な討論の時間も取りにくいかと思いますので、挨拶はそこそこに進めさせていただきたいと思います。

1点だけ漂流・漂着物問題については、社会的な関心も非常に高く、いろんなさまざまな場所で委員会とか会議とかシンポジウムが開催されております。今日お手元の資料の中に「美しい海を取り戻そう」という冊子がついていると思いますが、これは最近、鳥取環境大学の田

中先生が主催されている鳥取環境大学での漂流ごみ問題についての取組についてご紹介されているシンポジウムで、活発な意見交換が行われました。もしお時間があればお目通しください。

それともう1点、今日NHKのクローズアップ現代で、震災漂流物のその後というのですか、これから本格的に漂流・漂着し始めるようですので、その問題について取り上げられるようですので、これについてもご関心のある方はご覧になっていただければと思います。

早速ですが、第6回になります専門家会議の本題に入らせていただきます。

議事の進め方としましては、委員の先生方には海岸漂着物処理推進法の見直しの検討についてご議論を積極的にいただきたいと思います。

まず手順としましては、事務局から資料について一通りご説明をしていただいた上で、その内容について委員の先生方からご意見・ご指摘をいただければというふうに思っております。

それでは最初の議題1につきまして、先ほどご説明いただきましたので、議題2から入らせていただきます。

海岸漂着物処理推進法に基づく施策の進捗状況について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

森海洋環境室長 お手元の資料2をご覧くださいと思います。

この法施行状況調査につきましては、本年度、今調査を実施している段階でございます、まだまとまったものはできておりません。しかしながら今回の議論に間に合わせるという意味で、進行状況ということで地域計画の策定状況と、あと実際にグリーンニューディール基金によってどれだけの海岸漂着物が回収・処理できたかということにつきまして、各都道府県の自治体に問い合わせをして、調べた結果がお手元の資料2でございます。

それで12月4日現在ということで、基本計画、地域計画の策定状況というのを実際に聞き取り調査をいたしましたところ、現在策定済みという自治体が29、それから策定中というものが5、未策定が13という結果になっております。策定中のものを含め、全体の70%が一応策定に向けてやっているということが見てとれるということでございます。

次の裏のほうの資料でございますけれども、これは地域グリーンニューディール基金事業によって、平成21年度から平成23年度まで実際に回収・処理された海岸漂着物の総量ということで、これも各都道府県から聞き取り調査をしたものでございます。

北海道が1万6,291トンと多くなっております。実際にこれを分析したわけではないのですが、一般的に北海道とかあちらのほうは自然の流木とか、そういったものが多く流れ着いているというふうなことがわかっておりますので、重さでいうと量は多くなります。それで長崎など西

のほうは流木というよりはプラスチックですとか、そういったものがたくさん流れ着くということで、こういったものはかさは大きいのですけれども、重さとしては大きく出てこないということがわかっております。そういった点で北海道が多いのではないかと推測されるわけでございます。

以上でございます。

兼廣座長 ありがとうございます。

引き続きまして、議題3のほうの平成25年度漂流・漂着ごみ対策関連予算（概算要求）について、事務局及び関係省庁のほうからご説明をお願いいたします。

まず事務局の環境省のほうからご説明を最初をお願いいたします。

森海洋環境室長 前後して恐縮なのですが、お手元の資料3-11をご覧くださいと思います。これは環境省のほうで各省庁のほうから出していただいた予算要求の状況を取りまとめた表としております。

こちらのほうで分類をしたのですけれども、状況把握ということで気象庁さんが一つ事業を実施されているということでございます。それで2ポツの発生源対策ということでは、農林水産省の林野庁さん、それから水産庁さん、経済産業省さん、国土交通省さん、それから海上保安庁さんと環境省がそれぞれ実施をしております。

3の被害が著しい地域への対策として、(1)で地方公共団体等の対策に対する財政支援ということで、これは国土交通省さんと農林水産省さんが共同でやっている事業。それから水産庁さんがやっている事業と、あと環境省と内閣府さんとがやっている事業がございます。

それから(2)、3ページ目でございますが、下の二つですが、国による調査ということで、海上保安庁さん、それから環境省が事業を実施しております。

それから次の4ページでございますが、環境省がやっている事業が四つございます。

最後に技術開発ということで、これも環境省が競争的資金を使って実施しているというようなことで、まとめてみました。

それぞれの詳しい事業につきましては、各省庁さんからご説明があるということになっております。

兼廣座長 どうもありがとうございました。漂流・漂着ごみ対策関連予算を中心として、今ご説明いただきました。

引き続きまして関係省庁より、資料を戻す形になりますが資料3-1に戻っていただいて、こちらのほうをまず内閣府の沖縄政策担当のほうから内容のご説明を、引き続いて水産庁のほう

から3-2-1、3-2-2、3-3について、ご説明をお願いいたします。

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室長代理（西山企画担当参事官室長補佐） 内閣府の沖縄担当部局でございます。資料3-1についてご説明申し上げます。

沖縄の離島における廃棄物処理施設の整備についてということでございます。沖縄の観光資源であります恵まれた環境資源の活用と県民の生活環境の向上を図る上で、漂着ごみを含むごみの適正処理、資源ごみのリサイクル等は重要な課題でありますことから、内閣府におきましては、離島を含む沖縄県の市町村に対しまして、ダイオキシン対策に即したごみ焼却施設や、基準に適合した最終処分場の整備を進めているところでございまして、これに要する費用の一部を予算措置しておりまして、来年度についても予算要求しているところでございます。

予算に関しては、先ほどのご説明の資料3-11の3ページでございますね。下から三つ目の箱でございまして、来年度の予算要求額は14億7,800万円の内数ということでございます。交付率は2分の1でございます。

それから、資料3-1でございますが、沖縄の離島における廃棄物処理施設と離島における来年度の整備予定につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

水産庁増殖推進部漁場資源課長代理（松田漁場資源課長補佐） 水産庁の漁業資源課です。まず資料3-2-1からご説明いたします。

裏のポンチ絵に書いてありますように、漁場漂流・漂着物対策促進事業といたしまして大きく二つございます。

一つ目は、発生源対策事業ということで、漁業関係のごみ、特に漁網、発泡スチロール、あるいはプラスチック製品が多くございますので、これらについての処分の方法あるいは開発を行っていくということが一つの事業でございます。

もう一つは、漂流物が流れ着いたときの対策でございまして、下の図にありますように、漁場に漂流・漂着してきたごみを回収するのですが、それを処分するための費用の一部を助成しているところでございます。

続きまして資料3-2-2の漁場復旧対策支援事業（拡充）でございます。これは東日本大震災で漁場に瓦れきが大量に流入しておりますので、これの対策として、2の事業内容で三つほどありますが、一つ目は沿岸対策ということで、海底の調査それから瓦れきの回収処理をすること。

それから(2)の事業につきましては、今度沖合のほうで底びき網漁船等を使用しまして、広



域的な瓦れきの回収処理を行うというものでございます。

それから(3)、技術開発でございまして、被災漁場における改良漁具あるいは、それから油分が残留しています漁場の環境の改善、これを行う事業でございまして。

吉塚水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室長 続きまして資料の3-3でございます。災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業でございます。農林水産省と国土交通省のいわゆる海岸関係省庁の事業となっております。目的にありますように、海岸保全施設の機能を阻害する場合に緊急的に流木等の処理を実施することとしております。処理量の要件としまして、漂流量が1,000立米以上のものについて対応しております。事業実施主体は海岸管理者でございまして、補助率が2分の1で災害関連事業として実施しております。

ちなみに先般の九州北部豪雨関連でございまして、約4万立米の漂着物に対応しているところと。

以上です。

兼廣座長 ありがとうございます。それでは資料3-4について、農水省のほうからご説明をお願いいたします。

農林水産省農村振興局防災課長代理（防災課海岸計画係長） 農林水産省農村振興局でございます。

先ほどご説明がありました資料3-3の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の事例として資料3-4に挙げさせていただいております。今年7月に発生した九州北部豪雨において、約4万<sup>m</sup>程度の流木が有明海沿岸に漂着したため、当事業を活用して対策を実施したところでございます。

対策にあたっては、国土交通省（水・国土局、港湾局）、農林水産省（水産庁、農村振興局）の4省庁で連携して実施しております。

また資料3-3に載せております地区は農村振興局の直轄事業として海岸保全施設整備事業を行っておりまして、工事実施に支障となる範囲については、国としても漂着流木処理の対応を行ったというものでございます。

以上です。

兼廣座長 どうもありがとうございました。次に資料3-5に当たるのですが、林野庁による事業の取組の概要をご説明いただく予定だったのですが、担当の方が所用でご欠席のようですので、これについては資料に目を通しておいていただいて、ご説明を省略させていただきたいと思っております。

それでは続きまして、経済産業省の取組について、資料3-6のご説明をお願いいたします。

経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室長代理（福島越境移動管理官）では、資料3-6に基づきまして、簡単に説明をさせていただきます。漂流・漂着物対策に資する経済産業省の施策といたしまして、環境省さんが以前調査いただいたところによりますと、流木等に次いでペットボトル等の容器包装も問題の物として挙げられております。これらの中には海外からの漂着物も含まれておりますが、国内で発生したものも含まれているというふうに聞いております。

ただ、このため、国内におきまして事業者等における容器包装廃棄物の排出抑制策、漂着ごみ対策としても有効であろうというふうに考えております。

具体的な施策としましては容器包装リサイクル法に基づく排出抑制というものを促進しております。この法律では家庭ごみの一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、減量化の資源の有効活用を図るため、消費者による分別排出、市町村による分別収集事業者のリサイクル義務というのは規定しております。

また平成18年の改正法におきまして、容器保存廃棄物の排出抑制を促進するための措置というのは平成19年4月からレジ袋対策等の強化ということで進められておるところであります。これに関連いたしまして、経済産業省の容器包装リサイクル関係の事業ということで、幾つか調査事業等をやっております。その予算ということで計上させていただいております。

これに加えまして、3Rの普及啓発というのを毎年10月を3R推進月間と位置づけて普及啓発活動を関係省庁と連携しまして実施させていただいているところでもあります。

以上です。

兼廣座長 どうもありがとうございました。経済産業省の施策の内容についてご紹介いただきました。

続きまして、国土交通省のご説明を資料3-7-1及び3-7-2についてお願いいたします。

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長代理（三宅河川環境課長補佐）資料3-7-1でございます。河川における漂流・漂着ごみ問題への取組ということで、河川管理者といたしましては、主な取組といたしまして、この資料にございますように、河川の巡視等による早期発見・対応、連携した監視、また河川やダム等に貯留しました流木やごみ等の処理、流域の住民との連携による清掃活動の実施、ごみマップの作成・看板設置による普及啓発等を行っているところでございます。

こうした河川対策の取組を一層強化するために、例えば連携体制の強化としまして、既存の

協議会等を活用しながら、関係機関が連携して、パトロール等の取組を強化する。あるいは啓発活動の推進といたしまして、ごみマップを作成し、そうしたものを環境教育や清掃活動等の場で活用する。あるいは河川管理の強化というようなことで、看板や監視カメラの設置等を行いまして、不法投棄をさせないような環境づくりを進めると、こういった取組を進めておるところでございます。

以上でございます。

兼廣座長 ありがとうございます。

続きまして、国交省のほうからご説明をお願いいたします。

国土交通省港湾局海洋・環境課長代理（佐川海洋・環境課長補佐） それでは続いて国土交通省港湾局のほうから3-7-2の資料について説明させていただきたいと思えます。

こちらでは海洋における漂流ごみや油の回収ということで、ご覧のような日本地図、どこに海洋環境整備船が配置されているかというのが視覚的にわかるように書いてございますけれども、昨年まで11隻を配船しておりましたけれども、今年度から九州の有明のほうにもう1隻を追加いたしまして、全体で12隻の体制で今漂流ごみを回収しているところでございます。

回収の様子につきましては、右側にも言葉で説明するよりも写真でということで、視覚的にわかりやすく説明用の絵を載せておるところでございます。

こういった形で通常、私どもはいわゆる閉鎖性水域におけるごみを回収しているわけでございますけれども、先ほど来、話がありましたとおり、九州北部の豪雨に際しましても、この船のうちの2隻、九州の海輝と海煌という、この2隻だけでわずか2カ月足らずで1,700立米というごみを回収したところでございます。引き続き今年度、来年度以降もこのような体制で洋上の漂流ごみを回収していく予定でございます。

こちらからの説明は以上でございます。

兼廣座長 ありがとうございます。 それでは次に、気象庁のほうからご説明をお願いいたします。

気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課長代理（水野地球環境業務課長補佐） 気象庁でございます。資料は3-8になります。

気象庁では、2隻の海洋気象観測船を運航しておりまして、その海洋気象観測船によって、決まった航路上で浮遊プラスチック等の海上漂流物を目視で観測しております。その結果についてはホームページなどで公表しておりまして、下の図にありますようなものを発表しております。この例は平成23年春の観測結果であり、東日本大震災の後ということで、三陸沖周辺で

浮遊プラスチック等の海上漂流物が発見されております。来年度につきましても同様の観測を行っていくところでございます。

以上です。

兼廣座長 ありがとうございます。

次に、引き続きまして、海上保安庁のほうよりご説明をお願いいたします。

海上保安庁警備救難部環境防災課長代理（乳井専門官） 海上保安庁警備救難部環境防災課です。海上保安庁では項の二つの施策がございます。

まず一つ、海洋汚染を防止するには意識を高めることが重要であろうということで、「未来に残そう青い海」というのをキーワードにして、海洋保全のための啓発活動を行っております。

そのうちの一つに漂着ごみ分類調査というのが一般市民においてというか、海上保安協力員などのボランティアにおいて行われるのですが、こちらのほうに全面的に協力しております。

毎年6月を海洋環境保全推進月間として、重点的に実施しております。今年につきましては、34カ所を実施しまして、3,049名が参加しております。

もう一つの項のほうですが、調査のほうでもご紹介いただいたのですが、同一の排出源からと思われるものが大量に出ることになりますと、こちら、不法行為、そういう視点ということもありますので、原因調査というのはそのような視点をもって当庁としては実施しております。

以上になります。

兼廣座長 ありがとうございます。

最後になりますか、環境省の廃棄物リサイクル部局になるのでしょうか。そちらのほうからご説明をお願いいたします。

森海洋環境室長 まず海洋室から漂着物の予算の、資料3-10-1の上二つの丸につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

次の3-10-2をご覧いただきたいと思いますが、漂着物対策総合検討事業ということで、これは漂着物の状況の把握とか、漂着ごみの原因究明をする事業ということで要求をしています。

それから(2)の漂流・海底ごみ対策総合検討事業ということで、これは代表的な地域において、漂流・海底ごみの実態を踏まえて状況把握とか、原因の究明を行っているということでございます。

それから(3)のほうで、これが今年新規で要求している事業でございます、グリーンニュ

ーディールにかわる基金である事業としまして、離島において海岸漂着物を処理するための補助金を要求しているということでございます。

山本環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長 それでは引き続きまして廃棄物対策課から、資料3-10-3以降のご説明をいたします。

資料3-10-3ですけれども、こちらは陸上部におきます不法投棄等の未然防止・拡大を防止するというので、主に監視・啓発活動を地方環境事務所が中心になりまして各自治体と連携をしてさまざまな取組を展開しているというものでございます。

それから次の資料3-10-4、こちらは実際に漂着した物の処理の支援ということでありまして、災害等廃棄物処理事業費補助金という、市町村が実施します処理の2分の1の費用を補助するという事業でございます。こちらは災害起因の廃棄物処理もありますけれども、こちらのページの右側に書いてありますように、災害起因でない大量に漂着しているものを市町村として処理をする必要があるという場合に、一定の要件はありますが、これを支援しているものでございます。

それから次のページ、資料3-10-5ですが、これは実際にそういった廃棄物を処理する施設、ハード側の整備の支援ということでありまして、3ポツの事業内容にありますように、海岸漂流・漂着ごみに対応するようなストックヤードでしたり、破碎切断施設、それから除塩施設などを整備するといった場合に、その費用について、一定の割合で支援をしているというものでございます。

以上です。

兼廣座長 どうもありがとうございました。私のほうは座長を務めておきながら、資料がちょっとたくさんあってでしょうか、ちょっと混乱しておりまして申し訳ございません。

一応これで一通りはご紹介いただいたかと思えます。

それでは引き続き議題4のほうに移らせていただきます。海岸漂着物処理推進法の見直しの検討について。これについても事務局のほうからご説明をお願いいたします。

森海洋環境室長 お手元の資料4をご覧くださいと思います。

海岸漂着物処理推進法の見直しについて（案）という表題となっております。これは平成21年7月15日に議員立法によってこの法律が公布施行されたわけでございます。この法律の附則において、政府がこの法律の施行後3年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況、その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定に基づいて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとなっております。今年の

7月で施行後3年が経過したということもありまして、今回見直しの検討を開始するということとしております。

検討の進め方といたしましては、この法律に基づきまして、海岸漂着物対策推進会議とこの海岸漂着物対策専門家会議、両方が設置されているわけですが、推進会議でこの見直しを行うということ、去る12月7日の日に推進会議を開きまして、出席者のご了承を得たということでございます。それによりまして、今回専門家会議を開催いたしまして、委員の皆様方に今議論をいただきたいというふうに考えている次第でございます。

ちなみにこの専門家会議につきましては、今回を含めて3回開催をして、その結果を取りまとめた上で、推進会議のほうに挙げていきたいというふうに考えている次第でございます。

兼廣座長 どうもありがとうございました。施行後3年たった後、見直しを含めて今後どういうふうに取り組んでいくべきかということの考え方をちょっとご説明いただきました。

3年たって法律が制定されてから、かなり効果があった部分もあるかと思いますが、まだまだ課題が多く残されている部分もあるのだらうと思います。特に基本的に考えますと、3点くらい、一つは法律の施行にあわせてグリーンニューディール基金が置かれましたので、それに伴って全国の海岸での清掃活動の実施、あるいは地域計画等の推進に非常に役立った部分もございます。

23年度いっぱいですので、そういう財政的な措置というのはこれからも多分必要になるだらうというふうに考えられるわけです。そうした財政措置を今後どうやっていくのか。

それから海洋のごみ問題については海岸に漂着するものだけではなくて、今回の震災漂流物も含めて、海洋に漂流しているもの、あるいは海底に沈んでいる、そのごみの問題もあります。そうしたものについての対策というのはまだ十分とられておりませんので、そういったような問題を今後より効果的に取り組むためにはどうしていったらいいのか。

もう1点は、やはり一番重要なのは発生抑制なのですが、これについてもさまざまな取組はやられておりますが、まだ有効なというか非常に効果的な方法というのは、もっと検討をしていく必要があるだらうということです。

各省庁の取組はこれらに関連するものもありますし、いろいろ内容的に説明をいただいたわけですが、こうした観点から見て、今後法律の見直しの中でどのように進めていったらいいのかというのを、各委員の先生方のほうからご意見、あるいはそのご指摘等をいただければというふうに思います。

いかがでしょうか。ご意見等ございましたら、おっしゃっていただければと思います。

長野委員 質問とそれに引き続いての見直し、こういうところでやるべきだという話でござ  
います。

資料の 3-2-1、4,300 万ほど流木の対策について。各省庁が予算計上しているのですが、こ  
れは流木を処理するときの原単位みたいなものは、1 立米当たり、あるいは 1 トン当たりいく  
らかというのは、大体わかっているのでしょうか。それを聞くのは、4,300 万というのはどれ  
くらいの量を漁民が処理すると想定して予算付けをしているのかなというところをお聞きした  
い。

その裏面に絵が出ております。漁場漂流・漂着物対策促進事業の説明の絵の一番下は次のよ  
うな表現になっております。漁港・港湾区域、海岸においては管理者、航路においては海上保  
安庁が云々、回収しているが定置網や養殖場等の漁場においては漁業者が回収せざるを得ない  
状況にあると。これについて、漁業者が回収するのに 4,300 万くらいの費用がかかる。ところ  
がこの絵をみると、大量のちょっと小さい写真があるのですけれども、この量を漁業者が自ら  
から処理するというのは、ちょっと非現実的ではないかなと思うところがあります。次に見直  
しです。こういう閉鎖性水域とか漁場とか、特に養殖場は閉鎖性水域にあるのですけれども、  
こういうところの漂流物は漂着と同じような取り扱いでいいのではないかと思います。漂流し  
ているのは漁業者、それから漂着したらいわゆる海岸関係省庁の海岸事業等により取りますよ  
ということにこの資料全体がなっています。その辺がいつも理解されなくてというか、対応が  
まずいところがあります。先日もある政党の水産部会に出たところ、この北部九州の豪雨のと  
きの有明海の流木、漂流物の処理について、迅速性がないと指摘されていました。これの対応  
をもうちょっと迅速にルールをつくってやるべきだという提案に、海岸関係省庁の代表の方が  
次のように答えていました。迅速な対応について検討したいと思います。しかし、全省庁にわ  
たるので、そういうところと協議していかなければならないので...、もごもごというような感  
じの返事でした。

そういうことで、この漂流している養殖漁場とか、そういうところで漂流している流木や漂  
流物についての取り扱いを見直すべきであるという提案です。

兼廣座長 ありがとうございます。

水産庁のほうでよろしいですか。何か補足の説明等はございますでしょうか。あればお願  
いします。

水産庁増殖推進部漁場資源課 資料 3-2-1 の事業、特に裏のページのことですが、大きく二  
つ事業がありますが、下のほうの漁場漂流・漂着物対策促進事業については、予算額全体で

4,400万円ほど来年度は要求しておりますが、大体ですが、そのうち1,300万くらいとなっています。これまでの例を見ると大体3~4地域で実施しているので、1地域当たり大体200~300万と。大体ですが。というような単位で、ちょっと地域ごとの金額になってしまいますが、そのような形で事業を実施しているところでございます。

兼廣座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

長野委員 参考のために、原単位みたいなものはないのですか。漂流物1トン当たり、あるいは漂着でも原単位があるのではないかなと。各省庁で原単位が違えば財政当局はちょっと、なんだという話になると思うので。

水産庁増殖推進部漁場資源課長代理（松田漁場資源課長補佐） ちょっと今手元に資料がないので後でわかりましたら、ご連絡差し上げます。

兼廣座長 処理費用とかでよろしいのでしょうか。

長野委員 はい、処理費用ですね。

兼廣座長 多分水産庁の事業なんかでも多少検討しておりますけれども、通常ですと1トン当たり3万から5万円くらいとか、そのくらいの金額がかかるのだらうと思います。ただ海洋とか海底でそれを回収処理しようとする、その桁ではいかないだらうと思いますけれども。

ほかに、ご意見・ご指摘等ございますか。

金子氏 金子です。今日資料のほうを、発言の内容に沿ってつくってきたものですから、それに沿って簡単に4~5分時間をいただければありがたいのですが、よろしいでしょうか。

お手元に配付していただいた中に、この資料を入れていただいているのですが。私が所属しています酒田市のパートナーシップオフィス、あるいは今のJEANという団体の代表もしていますけれども、そもそもこの法律をつくる時の背景も含めて若干お話をさせていただきたいと思っています。

1990年にはこの専門家会議委員である小島のほうがICCという国際海岸クリーンアップの活動に日本として参加したわけですが、それ以降データを取りながらのクリーンアップ活動を進めてきています。そういった中で、2006年にさまざまな経緯がある中で局長級の漂流・漂着物対策の関係省庁会議が設置されました。それにあわせるような形で国会議員の方々に私ども団体と、それから日本離島センターの方とも一緒に、国会議員にお願いしてこの問題を社会化していくべきだということで、個別対策法のない中できちんと対応してほしいということを発言してきた経過があります。



その当時の一つの整理として、お手元に配付させていただきました1ページ目に書いてあるところなのですが、途中はしょっていきましても、特にこの1ページ目の一番下の丸のところ、環境省さんも含めて現状認識があったかと思えます。現場を管理している都道府県の担当者がまずこの現状を認識できていない。あるいは不足しているというところが当時の課題であったのです。そういったことがあって、国の役割とか都道府県、自治体の役割分担をどうするかということが最大の議論のテーマであったわけです。

2枚目なのですが、当時の国会の状況の中で、この法律を6カ月程度の議論の中でつくっていかうということが現実的であったわけですが、そういったときに積み残しの課題ということで、2ページ目に書いてあります。これはNGOから環境省の方々にもお話をさせていただいて、ぜひこういうことを入れてほしいということは申し上げて、それが入らなかった部分のことを積み残した課題ということで整理をさせていただいています。

一つは都道府県の地域計画に対応する国の計画がないということなんです。基本方針の策定にとどまっているという課題があります。それから先ほども出ていますが漂流浮遊、海底堆積の状態の物の扱いというのが積み残しになっています。それから関係法令の見直しということもあります。地域グリーンニューディール基金を積み上げていただいて、大変地元としては助かっているところが多いと思いますが、ただ経済対策でついたがゆえの制限的なものも現場ではありましたということで、対策費用をどういう性質のものをつけるということが、やはり議論としては必要だろうと思います。

それから、専門家会議のメンバーなのですが、現メンバーに加えて、例えば流域からたくさんのごみが出るということも現実にある、あるいは発生抑制ということを考えますと、河川環境の保全とか、あるいは3Rの関係のNPO・NGOも入って、きちんとした議論が進められることがよりよい検討ができるだろうということで提案を申し上げましたが、こちらも実現をしていません。

3番目なのですが、法律施行後の話としての現場を抱える一人としての課題をここからは申し上げたいと思っています。先ほど申し上げたとおり、都道府県の担当の方々の現状認識に大きな差異があるということがあって、NGO・NPOとの関係が希薄な場合については、さまざまな活動がうまくいかない場合があります。それから市町村、NPO等への情報の流れも細くなっている場合には、なかなか現場の実情に応じて対応できていないということがあります。それから今つくられてきています地域計画についても方針は示されていますけれども、その中身のレベルに、あるいは対応範囲に差異があります。ということで、流域を越えるような、広域的

な対応は今希薄になっているという現状があるかと思います。

兼廣座長 ちょっと、時間もございますので本当に必要な要点だけ。全て課題が多いかとは思っているのですが。

金子氏 もう2点だけ。後の発言は機会がないと思いますので、すみません、今日だけなので。

4 ページ目で施行後の現場の一つの話として、これは山形県酒田の飛島なのですが、海岸段丘上のものは海岸区域ではないので、このお金を使って回収することはできないというように、対象外になっています。こういったところも制度上改善をしていただきたいと思っています。

それから5ページ目ですけれども、成果としてはここに掲げていることがやはりあったと思います。6 ページ目になりますけれども、これからの課題への対応として基本計画の策定は必要ですし、先ほどの冒頭に挙げた課題に対して、それぞれ検討をいただきたいし、改善を促すような見直しをぜひしていただきたい。

7 ページ目は法律に書かれたこともありますが、なかなかその後、具体的な検討ができていない、していないのだろうというふうに思っている部分を箇条書きにして出しておきました。

以上です。

兼廣座長 ありがとうございます。現場でいろいろ取り組まれている方からの生の声ということで、非常に貴重な意見をいただいたかと思います。まだ施行されて3年で確かにいろんな問題点はあるのだろうと思うのですが、こうした意見をもとに、よりよい方向に変えていければというふうには思います。

今のご意見等も含めて、先ほど申し上げた基本的には財政措置の問題あるいは今もご紹介があった漂流海底ごみの問題あるいは発生抑制という観点から、少し先生方からそういう項目について今後どう対応していくべきかというご意見があれば、お願いしたいと思います。

藤枝委員 藤枝です。私のほうから、今の金子さんの意見に二つほどつけ足してお話ししたいと思います。

まず国土交通省さんで行われています河川関係の対応ですけれども、河川への流入に対する対策は一生懸命やられていると思うのですが、最終的に川から海に流れ出るところは河口なので、河口域での重点的で定期的な回収をすることによって、海洋に流出することを防ぐことができます。ですので、このような河口域での重点的で定期的な回収の対応を今後していかないといけない。法律では第5条、第24条に水の流れていくというふうに書かれていますので、最後の河口域での対応をしっかり加えること。

それからもう一つは、海域で発生する、または海洋中で発生するごみです。これは特に洋上で船が投棄するというものではなくて、沿岸域での漁場での発生する、例えば魚網、それから発泡スチロールフロート、それともう一つは、カキ養殖のパイプです。これはハワイやミッドウェー、それからアメリカ西海岸でも発見されていますし、かなり広域に現在拡散しています。瀬戸内海でも大量に漂着しています。海上保安庁さんが大規模漂着については原因を究明すると言われてはいますが、これは早々に原因を究明すべき品物であると考えています。海面に浮いているもの、海底に沈んでいるものも問題ですけれども、沿岸域の海面で発生するものについても今度の法律の中で一つ取り上げる必要があります。これは海洋汚染防止法かもしれませんが、検討していただきたいと思います。

兼廣座長 ご指摘ありがとうございます。河川由来というのはいつも言われていることで非常に重要だと思うのですが、国交省さんも毎年前向きに取り組まれていると思うのですが、従来どおりの取組方で現在も効果が上がっているのか、あるいは今、藤枝先生から指摘があったように、もう少し根本的に河川から流出してくるごみの対応の仕方というか、あるような気もするのですが、何かご意見かお考えがあれば。

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長代理（三宅河川環境課長補佐） 国土交通省の河川環境課でございます。

資料3-7-1でもご説明させていただきましたように、国土交通省としては河川の維持管理という中で河川ごみについて対応しているところでございます。そうした中で、今ご意見がございました河口域を重点的にというのは、まさに運用の中での現場での対応というようなことは取組としてはあるのかと思います。

兼廣座長 ありがとうございます。

ほかに。

小島委員 JEAN の小島でございます。まず、今の川からということにつけ加えてなのですが、川のごみは、ではどこからくるのかということ、河川とか河川敷等への不法投棄、ポイ捨てだけではなくて、やはり市街地、橋の上からですとか、あるいは風とか雨などで街中の市街地の散乱ごみの川に入ってくるというようなというものが多いのではないかと想像されるわけですが、まだ実態把握等もなかなかできていないというところもありますので、国土管理全体の中での散乱ごみ対策をこのごみ問題の中にしっかりと位置づけていくということが大事ではないかと思うのですね。

過去のほかの会議でも再三申し上げていることですが、非常にささいなことですが、

例えば都道府県等における道路あるいは植栽の手入れなどのときに、木や草刈りだけして、置いてあるごみ、散乱しているごみを片付けていないというような業者が大半なのです。これは生活者として日ごろ東京で暮らして見ていると全くそうです。丁寧な業者の場合はごみだけ寄せてあって、それは仕様書にごみを回収するという言葉が入っていないという、非常に瑣末な条件がないというだけのために、せっかく回収するチャンスを逃しているというようなことがありますので、丁寧な全体のまちの中での対策も含めて海のごみを低減するというようなことが大事ではないかと思しますので、そういうことも法律の中で少し課題として入れられたらと思います。

それから参考資料の3に調査結果というのをつけていただいているのですけれども、このときに海岸管理者に聞き取りをなさって課題と思われることというのが挙がっております。こうした都道府県等からの要望あるいはご意見に対して、国として今後、例えば説明会や意見交換会のようなことを開いていく予定がおりなのかどうかということ伺いたいということ、瀬戸内のカキ養殖パイプにも関係ございますけれども、一切基本計画はつくらない、協議会もしない、要するに何もしないという県が幾つかあるわけですね。これが海に面していない県であれば、海のことではないということで意識が希薄なのかなと思いますけれども、非常にたくさんのお物を流出させている県が何もしていないというところがあるわけですよ。これを放っておくというのはちょっと問題なのではないかと思します。実際に、アメリカの一部の地域に行きますと、瀬戸内のカキパイプはもう日本のごみとして皆さん知っているわけですね。恥ずかしい状態だと思います。やはりそういう県の方にきちんと意識を持って取り組んでいただくような法律の文書というのは必要なのではないかと思します。

兼廣座長 ご指摘ありがとうございます。

環境省さんのほうから何かご意見がございますか。

森海洋環境室長 施行状況調査につきましては、また今年も実施しておりまして、その結果をまたまとめて各都道府県にはフィードバックをするということを考えておりますし、当然いろいろな意見が挙がってきますので、それに対するこちらの対応策等も協力しながらやっていきたいというふうに考えております。

兼廣座長 ありがとうございます。法律の施行に伴って、先ほども資料の中でご説明いただいたのですが、地域計画の策定状況を見ますと、かなり各都道府県でもう策定済みのところもあれば、策定中あるいはこれからやりますよという県を含めると、ほとんど海あり県については大半の県が取り組んではいるのですね。ただ、中には今、小島さんがご指摘されたように、

全く無視しているのかちょっとよくはわからないのですが、取組をほとんどされていない、実はごみの状況というのはこういうのも一つ背景にある、あるごく一部の人たちだけがいわゆる啓蒙普及とかに関わらないとか、どんな普及活動をやっても伝わらないという現象があると。こういう地域については何かご指導を今後されていくとか、積極的に地域計画を進めなさいとか、そういうことは何かお考えでしょうか。

森海洋環境室長 地域計画の策定についても各県で取り組んでいただけるように、こちらから働きかけをしております。ただ、一部の県では、漂着ごみについて、まだ問題ではなく、海底ごみとか、そういったものについては重点的にやっていきたいというようなことから、地域計画をつくりませんといったことを言う県もございます。ただ、うちとしては各、全ての県で地域計画をつくっていただきたいということで、働きかけは常にやっていきたいというふうに考えております。

兼廣座長 ありがとうございます。

ほかにご意見は。田中先生、どうぞ。

田中委員 鳥取環境大学の田中です。お手元に先週開きました海鳥に関する国際シンポジウムの冊子を配らせていただきました。このときには兼廣先生初め環境省、それから NPEC の方々から貴重な講演をいただきました。この場をかりて厚くお礼を申し上げたいと思います。

今日の議論にも非常に参考になるので、兼廣先生自身がこの法律の四つの側面から評価され、見直すのに非常に参考なる講演をいただきました。

私自身も、韓国の方の発表では中国から来る漂着ごみで困っているということで、西海岸は大量のごみが海岸に来ると。日本は韓国から来るので、被害者意識がございますけれども、日本も、それぞれの国が加害者であったり被害者であったり、こういう状況だと思います。

そういうのを見ると、海ごみの発生抑制には、廃棄物の適正処理を行うということが基本だなと。まだまだ開発途上国初め大きな国ではごみを処理するのに水に流すと、川に流す、海に投棄するということが行われていますので、不法投棄、適正な処理のレベルを向上すると、こういうようなこともやっていかなければならないなと思います。

それから、不法投棄をなすくために、日本でもいまだに足りないのですけれども、モラルの向上という点ではごみのクリーンアップに参加するという機会をたくさんつくると。その点海岸ごみのごみ拾いというのが各地で行われているので、陸からの散乱、不法投棄、不適正処理の解決にはこういう長期的な対応で解決するしかないかなと。そんなにインスタントな解決策はないのではないかなと思っております。

以上です。とりあえず報告させていただきます。

兼廣座長 ありがとうございます。

今ちょっと資料をご紹介いただいたので、ちょっとだけ補足というわけではないのですが、この「美しい海を取り戻そう」の資料の中の8ページに、実は私なりにですので勝手な意見なのですが、この法律が制定され、あるいはグリーンニューディール基金が施行されることによる、やはり成果をきちんと3年たった上でつくらなければいけないだろうと。その上で問題点があればそれを改善していくと。幾つかの項目がありますので、8ページの下のほうに私なりに判断した内容では、いろんなさまざまな検討委員会等でその後法律の制定も検討されております。漂着したごみについての円滑な回収処理の仕組みについてはかなり検討していただいて、地域特性あるいは海岸の異なる場所に応じたやり方というのは明確になってきております。これはやはり評価されるものだろうというふうに思います。

2番目に書いてある発生抑制対策、これが一番やはり問題で、まだ十分というか、むしろ実は一般的に現象を見ますと、どなたに聞いても海岸の漂着ごみが減っているという話はほとんど聞きません。まだ法律が施行されて3年ということがあるのかもしれないですが、それにしても啓蒙普及活動がこれだけ日本中で進行しているにも関わらず、なぜごみが減らないのだろうというのがあります。これはやはりバツに近い評価をしています。ここを改善しないと無理な部分があるのかもしれない。それから関係者間の相互連携体制についてはかなり地域計画も進んでおりますので、評価できる部分があるだろうと。

外国からの漂着物問題は相変わらず起こっているのですが、これは当該国間との交渉等をやっていますので、そこは円滑に進んでいるのですけれども、現実には実はほとんど解決してない部分もあると。そういう意味で三角くらいにしています。グリーンニューディール基金はやはり財政措置としては非常に重要ですので、23年度以降もこういう措置をしていただきたいということで、こういった観点でどこがよかった、どこが悪かった、今後改善しなければいけない部分というのを明確にしていっていただいて、見直しをつくっていただければというふうに思っております。

ちょっと時間を取りましたが、どうぞ。

渡邊委員 座長、ありがとうございます。一つは質問でございますが、地域グリーンニューディール基金の今年3月の資料が出ておりますけれども、ちょっとこの中の平成23年度の実際の執行済額、それから24年度の予定額というのを教えていただければと思います。これは質問であります。

それから意見ということで二つ申し上げます。

一つは今年 3 月に出していただきました執行状況でございますけれども、これについては事務局のほうで新しいものをまた出していただけるということで、多分これからの検討の材料になると思うのです。現在の執行状況の資料でございますが、こういうことを行った、あるいはこういうことをやっていない、というような話しか書いていないのですけれども、やはりこれからの検討に資するために、もう少し突っ込んだ話を書いていただければ良いと思います。特に抑制対策辺りはこういったことを事例としてやって、それが例えばこういう効果があったとか、こういったものはあまりうまくいかなかったとか、何かもう少し内容的に中身を持たせた形で分析をしていただくとありがたいということでもあります。

もう 1 件、これは提案でございますが、基本方針というのが今できておりまして、この基本方針の中で、こういうことをやっていきますということがいろいろ書いてあるのですけれども、これについてもとりあえず環境省さん、あるいは事務局の立場として、これをどう評価するかと。環境省さん、あるいは事務局のほうでのまず評価を一度出していただいたらいいのではないかなと。それも踏まえながら、これからの対策を検討していくことにしたらいいかなということで提案を申し上げます。

以上です。

兼廣座長 ありがとうございます。ご検討願えればと思います。

森海洋環境室長 まず最初のご質問のあった予算の執行の話でございますけれども、平成 23 年度までで、60 億円のうち 53 億円が執行されたということになっております。それで 24 年は震災の影響を受けて、実施が遅れた道県につきまして、北海道等、あと八つの県ですが、それにつきましては延長をしております、合計で約 7 億円が今年度実施されているということになっております。

それで、あと執行状況につきましては、今年度今やっていますので、今ご提案にあった件についてどれだけできるかわかりませんが、できるだけそういった形でまとめて、早急に次回の議論、次回またその次に間に合うような形である程度お示しできたらというふうに考えております。

兼廣座長 ありがとうございます。渡邊先生からご指摘あったように、まだ現時点で調査結果がまとまった段階でしょうけれども、やはり解析を十分していただきたいというふうには思いますので、ご検討ください。

それと前回の会議等でも若干ご指摘があったかと思うのですが、グリーンニューディール基

金が第1回目ということあるのでしょうかけれど、予算の8割以上が実は海岸の清掃回収活動に使用されていて、地域計画と今後の将来的な計画に使われている部分というのは、非常に少ないというのがちょっと気がかりな部分もありましたので、ぜひそういう点も予算措置をしていただく中で進めていただければというふうに思います。

ほかにございますか。先生方のほうから。

竹村先生、何かお一言。

竹村委員 今の渡邊委員のお話の評価は大切です。なるべくマトリックスのような、マル・バツ・三角のような定量的な評価をぜひお願いしたいなと。文書開示だとどうしても役人はいろんな逃げを打つような文書になってしまいますので、文書というより、客観的な表で淡々と、できたところ、できなかったところ、これからの課題ということを表現できるようなご努力をしてもらったほうが議論しやすいかなと思っております。

兼廣座長 ありがとうございます。

ほかに。もう少し時間はございますので、ご意見等があれば。

財政措置については小島さん、大丈夫ですか。特にご意見とかご質問は。

小島委員 財政措置は必要だと思いますけれども、やはり一律にということではなくて、実際の被害状況あるいは対応の混乱状況とかを勘案してできるような、あるいはきちんと対応・対策の努力を進めたところに手厚く予算がいくような仕組みが必要だと思います。ただ単にごみがあって回収して、その処理費というようなやり方ですと、お金がなくなれば掃除をしないでまたごみが来るのに任せるというふうに、今そうなりかかっているところが実際にございますので、支援をする、そのお金の使い方がもうちょっと工夫が必要ではないかと思います。

兼廣座長 ありがとうございます。私もちょっとそう感じました。現地に何力所か行ったときに、予算がついたからそれを使ってしまおうということで、ある意味で今は死んでしまって動いていないような、ごみ処理装置を購入したりという地域、地方自治体も一部ありましたので、ぜひそういう点も効果とか、施行の効率性を上げるために、できるだけ注意していただければというふうに思います。

金子氏 予算のところなのですけれども、まず1点は、普及啓発とか回収処理の事業に対する国の来年度の補助率が回収については2分の1で、それも離島対象だけ。本土海岸については来年度の予算の措置がされておられません。ですから、回収処理は本土の著しい被害を受けているところが引き続きあるので、来年度にもきちんと離島以外のところの海岸についても予算措置をしていただきたいというのが現場からの声であります。



もう一つは、補助比率の議論をしたときに、発生抑制については例えば普及啓発とか、ソフトの事業は例えば3分の2とか、回収事業に対しての2分の1と変えて、差をつけて展開していくような工夫をしていくべきだと思っているのです。

それから、回収事業そのものも有効です。事業の中に普及啓発的な要素を取り入れて回収すると。地域の人とかNPOとか一緒に入って回収事業を進めるといことがあれば、それだけ普及啓発のお金もあわせて使えることになりますから、そういった工夫をどう重ねるかということがとても大事だと思います。

兼廣座長 ありがとうございます。おっしゃるとおりの部分があると思いますので、今後の対策に生かしていただければというふうに思います。

ほかに。

藤枝委員 財政措置の部分ですけれども、大規模漂流漂着事業を各省庁でやられていますけれども、これについても申請したかったのだけれどもできなかったところというのがいっぱいあるはずなのです。そういうものの調査をして、今の制度のどこがまずいのかというところをもう少し把握をして、各自治体がこれを有効的に使えるような方向にもっていくようにすれば、もう少しこの事業も生かされるのではないかなと思っていますので、その辺りの検討もお願いします。要するにやったところだけではなくて、やれなかったところへのヒアリングなんかもしていただきたいと思います。

兼廣座長 ありがとうございます。

ほかにご指摘とかご意見とかございますでしょうか。もうちょっとお時間がございますが、もうかなりご意見は出尽くしたということによろしいでしょうか。

兼廣座長 それでは、事務局のほうに一旦お返ししたいと思います。

多田海洋環境室長補佐 ありがとうございます。本会議の資料は会議後にホームページに掲載させていただきます。

また今年度中、2月になりますけれども、次回の海岸漂着物専門家会議を予定しておりますので、本日のご指摘等も踏まえまして、さらに委員の皆様にご議論いただきたいというふうに考えております。後ほど日程調整のメールを送付いたしますので、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、特に何もございませんでしたら、本日の第6回海岸漂着物対策専門家会議はこれにて終了とさせていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとう

ございました。

午後2時14分 閉会